

においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和7年6月17日

高知県知事 濱田 省司

休止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和6年12月31日	高吾北広域町村事務組合 高岡郡越知町越知甲2129番地7	特別養護老人ホームもみじ荘 吾川郡仁淀川町岩丸848番地 介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
令和7年6月1日	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160番地1	ヘルパーステーションはま風 香南市赤岡町569番地 NCハウス203号 訪問型サービス

高知県告示第436号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月17日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
安芸市古井字黒谷129の1、129の2、129のハ、129のヘ、宇スケガヒラ137の6、137の7、137のハ、137のニ、137のホ、宇ツヅラ138の1、138の3、138の12、138の14、138の15、138の17、138の28、138の47、138のヘ、138のオ
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年6月17日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
安光歯科医院	幡多郡黒潮町入野2581-1	令6・12・31
医療法人愛真会	四万十市具同田黒三丁目1-3	令7・3・31
さたけ小児科		
高知医療生活協同組合さき診療所	須崎市東古市町3-4	〃 〃 〃
医療法人土佐楠目会楠目循環器科内科眼科	香美市土佐山田町百石町一丁目11-21	〃 〃 〃
医療法人土佐楠目会とさやまだクリニック	香美市土佐山田町548	〃 〃 〃
合資会社木戸竹葉堂薬局	四万十市中村京町1-2	〃 〃 〃
医療法人健仁会小松内科	香美市土佐山田町百石町一丁目7-8	〃 4・30

高知県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和7年6月17日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
四万十市国民健康保険大宮出張診療所	四万十市西土佐大宮1759	令7・1・23
四万十市国民健康保険口屋内出張診療所	四万十市西土佐口屋内101-1	〃 〃 〃
みやた歯科	安芸郡安田町安田1653	〃 2・1

高知県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
-----	-----

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉指導課） 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出（ 〃 ） 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の休止の届出（ 〃 ） 1
- 保安林の指定予定の通知（治山林道課） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示（ 〃 ） 2
- 道路の区域変更（道 路 課） 3
- 毒物劇物取扱者試験の実施（薬務衛生課） 4
- 高知県選挙管理委員会告示
 - ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（6・5揭示） 4
 - ◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（ 〃 ） 4
 - ◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（ 〃 ） 4

告 示

高知県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第437号 令和6年4月高知県告示第347号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を梶原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年6月17日 高知県知事 濱田 省司		(9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町梶原丙1983番地 イ 氏名 西村 直恵 (10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町梶原514番屋敷 イ 氏名 西川 初吾 (11)ア 登記簿記載の住所 高知市南元町18番地 イ 氏名 西村 正 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町上成1447番地 イ 氏名 安井 慶一 (13)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅 イ 氏名 西村 正 (14)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅 イ 氏名 西村 茂子 (15)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅 イ 氏名 西村 卓巳 (16)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅 イ 氏名 西村 珠央 (17)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅 イ 氏名 西村 岳史 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町上成1446番地 イ 氏名 中越 岩雄 (19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡西津野村梶原丙2745番地 イ 氏名 森山 仲次 (20)ア 登記簿記載の住所	高岡郡梶原村梶原丙2593番地 イ 氏名 森田 定梅 (21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原村梶原丙2742番地 イ 氏名 川越 宗十 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原村梶原丙2745番地 イ 氏名 森山 丑之助 (23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町梶原丙2754番地 イ 氏名 松山 丑之助 (24)ア 登記簿記載の住所 大阪市鶴見区中茶屋一丁目13番34号 イ 氏名 中岡 貴博 (25)ア 登記簿記載の住所 高知市北本町四丁目 1 番17号 イ 氏名 西村 俊彦 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町上成1500番地 イ 氏名 森山 丑之助 (27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町梶原丙2743番地 イ 氏名 吉田 保恵 (28)ア 登記簿記載の住所 愛媛県宇和島市丸之内 1 番地内194番 イ 氏名 吉田 保恵 (29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町上本村18番地 イ 氏名 中越 睦子 (30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町梶原丙2053番地 イ 氏名 立道 益代 (31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原村梶原丙1983番地
---	--	---	--

	(イ)氏名 西村 照美	(43)ア登記簿記載の住所 高岡郡樺原町榑原乙3933番地		で、宮野々846、848、861、862、865、867から878まで、880から887まで、890、891、894から896まで、901、上成1744から1746まで、1748、1750から1752まで、1753の１、1753の２、1763から1773まで、1778から1784まで、1786から1790まで、1792から1797まで、1799から1804まで、1805の１から1805の３まで、1806から1816まで、1818、1821から1823まで、1825、1827、1828、1831、1832、1834、1860、1871から1875まで、1877、2401、2570から2572まで、上西の川１から４まで、12の１、12の２（国有林）、13、21の１、21の２（国有林）、60から64まで、66、68、69、72、74、75の１、77、79、154から156まで、177から192まで、194の１、196、197、199の１、199の４、200の１、200の３、200の４、201の１、201の３、202、203の１、204の１、204の３、204の４、209、341の１、343の１、343の２、344から348まで、353、355から358まで、362から364まで、368、379から386まで、410から412まで、418から420まで、432から434まで、445、449から453まで、455、459から461まで、469、474、476、477、478の１、478の２、480から485まで、487から493まで、603から605まで、608から610まで、612、613、615、623、624、643、645から655まで、657から660まで、662、664
(32)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原村榑原丙2743番地	(イ)氏名 中越 勝久		(２)保安林として指定された目的 水源の涵養
(イ)	氏名 森山 馬三郎	(44)ア登記簿記載の住所 奈良県奈良市南新町四条町148番地 2		(３)変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
(33)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原村榑原648番屋敷	(イ)氏名 西内 則夫		高知県告示第438号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
(イ)	氏名 中岡 吉一	(45)ア登記簿記載の住所 高知市神田207番地		その関係図面は、令和７年６月17日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和７年６月17日
(34)ア	登記簿記載の住所 高岡郡西津野村榑原丙2813番地	(イ)氏名 吉村 憲幸		高知県知事 濱田 省司
(イ)	氏名 西村 百次	(46)ア登記簿記載の住所 高岡郡樺原村榑原乙4070番地		1 道路の種類 県道
(35)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原村榑原563番屋敷	(イ)氏名 中平 和明		2 路線名 長者佐川
(イ)	氏名 高橋 勇三郎	(47)ア登記簿記載の住所 高岡郡樺原町榑原乙3215番地		3 道路の区域
(36)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原村榑原丙2805番地	(イ)氏名 中越 順市		
(イ)	氏名 西村 元吉	(48)ア登記簿記載の住所 高岡郡樺原村榑原乙4258番地		
(37)ア	登記簿記載の住所 須崎市浦ノ内下中山160番地	(イ)氏名 吉岡 シゲオ		
(イ)	氏名 中越 靖	(49)ア登記簿記載の住所 高岡郡樺原町榑原乙4258番地		
(38)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原町榑原東2281番地 5	(イ)氏名 吉岡 シゲオ		
(イ)	氏名 松田 恵喜	(50)ア登記簿記載の住所 高岡郡樺原村榑原丙1036番地		
(39)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原町榑原己3838番地	(イ)氏名 上川 秋男		
(イ)	氏名 松田 寿一	(51)ア登記簿記載の住所 高知市万々379番地		
(40)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原町榑原乙3841番地 1	(イ)氏名 西村 正		
(イ)	氏名 松田 繁	(52)ア登記簿記載の住所 徳島市大和町一丁目 4 番28号		
(41)ア	登記簿記載の住所 高岡郡津野町芳生野甲17番地	(イ)氏名 内野 洋平		
(イ)	氏名 森光 勘介	2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨		
(42)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原町榑原乙3932番地 2	(１) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所		
(イ)	氏名	高岡郡樺原町下西の川477、478、966から970まで、973の１、973の２（国有林）、987の２、988の２、989から999ま		

	後	39.7	75
--	---	------	----

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農薬用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和7年6月17日

高知県知事 濱田 省司

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 （1）毒物及び劇物に関する法規 （2）基礎化学 （3）毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	令和7年8月27日（水）午後1時30分から午後3時まで	高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール	1 高知県電子申請サービスを利用する方法により提出する場合 令和7年7月7日（月）午前8時30分から同月18日（金）午後5時15分までの間に受け付ける。 2 直接又は郵送により提出する場合 令和7年7月7日から同月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）	令和7年8月27日午後3時30分から午後4時まで		

			に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間に受け付ける（郵送による場合は、令和7年7月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。
--	--	--	--

2 提出書類

（1）県所定の様式による受験願書。ただし、高知県電子申請サービス（https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14776）を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。

（2）戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（発行の日から6月以内のものに限る。）。ただし、日本国籍を有しない者にあつては、国籍が記載された住民票の写し（発行の日から6月以内のものに限る。）。

（3）写真（出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。）。ただし、高知県電子申請サービスを使用する方法により（1）の受験願書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。

3 受験手数料

10,500円

4 受験手数料の納付方法

（1）高知県電子申請サービスを使用する方法により受験願書を提出する場合
クレジットカードを利用して納付すること。

（2）直接又は郵送により受験願書を提出する場合
高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

5 願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20（郵便番号780-8570）
高知県健康政策部薬務衛生課

6 その他

詳細については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。

なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,425人である。

令和7年6月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、161,868人である。

令和7年6月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	88,872人
室戸市・東洋町選挙区	4,023人
安芸市・芸西村選挙区	5,571人
南国市選挙区	12,851人
土佐市選挙区	7,216人
須崎市選挙区	5,481人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,039人
土佐清水市選挙区	3,489人
四万十市選挙区	9,010人
香南市選挙区	9,120人
香美市選挙区	7,028人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,777人

長岡郡・土佐郡選挙区	2,916人	
吾川郡選挙区	7,416人	
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,496人	
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,208人	
黒潮町選挙区	2,895人	